

「シェーン」事件最高裁判決について

奥邨 弘司

1 事案の概要

原告X1は米国の映画会社である。X1は、「シェーン」と題する映画（以下、本件映画）の著作者であり、本件映画の著作権を現に有していると主張している。X1は、本件映画に関する日本における恒久的な全メディアの独占的利用権を訴外会社Aに与え、Aは昭和48年（1973年）、日本の映像コンテンツ製作会社である原告X2に、前記権利を譲渡した。

著作権の存続期間が満了した映画の映像素材の販売等を行う日本の会社である被告Y1は、本件映画を収録したマスター・フィルムを製造し、同じく著作権の存続期間が満了した映画をDVD化して販売等を行う日本の会社であるY2に、前記マスター・フィルムを販売した。Y2は購入したマスター・フィルムを基に、本件DVDを製造し、販売している。

X1は、Y1によるマスター・フィルムの製造販売およびY2による本件DVDの製造販売がX1の著作権を侵害するとして、Y1によるマスター・フィルムの販売差止めおよび廃棄、Y2による本件DVDの製造販売の差止めおよび廃棄を求めた。またX2は、Y1およびY2の行為がX2の有する本件映画に関する日本における恒久的な全メディアの独占的利用権を害するとして、不法行為に基づく損害賠償の支払を求めた。

X1およびX2の前記請求に対して、Y1およびY2は、本件映画の著作権は既にその存続期間を満了して消滅していると主張した。

2 争点

本件における争点の内、最高裁まで持ち込まれたのは、本件映画の著作権が存続しているか否かという点であった。

X1らは、本件映画は昭和28年（1953年）に米国で公表された旨主張していたが、独創性のある映画の著作物の内、昭和28年に団体名義で公表された物（以下、昭和28年公表映画）は、本来なら公表後50年が経過する平成15年（2003年）末で著作権が消滅するはずである¹。しかし、映画の著作物についてその保護期間を公表後70年に延長することを定めた著作権法の一部を改正する法律（平成15年法律第85号。平成16年（2004年）1月1日施行。以下、本件改正法）によって改正された著作権法（以下、改正著作権法）が、昭和28年公表映画に対して適用されるならば、その著作権は平成35年（2023年）末まで存続することとなる。

この点、昭和28年公表映画に改正著作権法の適用があるか否かは、同法の時間的適用範囲を定める本件改正法附則2条——「改正後の著作権法……第54条第1項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。」——の解釈によることとなる。より端的に言えば、平成15年末で著作権の存続期間が満了する昭和28年公表映画が、「この法律の施行の際」すなわち平成16年1月1日において、「現に改正前の著作権法による著作権が存する」映画の著作物に当たるか否かが問題となったのである。

3 東京地裁判決（平成18年10月6日：請求棄却）の要旨

以下では、本件最高裁判決を理解する前提となる、東京地裁判決および知財高裁判決をそれぞれ紹介した上で、本件最高裁判決の判旨にすすむこととする。

3-1 保護期間の起算点

東京地裁は、X1を本件映画の著作者とした上で、米国著作権局作成の著作

権登録証明書において、本件映画が最初に米国で公開された日が昭和28年5月27日と記載されていることを踏まえて、本件映画は同日に公表されたものと判断した。

次に東京地裁は、本件映画が、旧法にいう独創性のある映画の著作物であって、X1名義で公表されたものである事実を踏まえて、本件映画の保護期間を、公表の翌年である昭和29年から起算するものとし、本件改正法による改正前の段階では、「本件映画の著作権は……平成15年12月31日が終了するまでの間存続することとなった……。」と判断した。

なお、以上については、知財高裁判決でも、また最高裁判決でも、異なる判断は示されていない。

3-2 平成15年改正法の適用の有無

(1)「本件映画については、上記のとおり、平成15年12月31日の終了をもって著作権の存続期間が満了しており、平成16年1月1日の時点で著作権が消滅しているから、改正著作権法54条1項は適用されないと解される。」

(2)「改正前著作権法54条1項に基づく本件映画の存続期間の満了点である平成15年12月31日午後12時は、本件改正法が施行された平成16年1月1日午前零時と同時刻であるから、本件映画の著作権は、本件改正法が施行された際存続しており、改正著作権法54条1項が適用されて、同著作権は、公表後70年を経過するまでの間、すなわち、平成35年12月31日まで存続する」とするX1らの主張に対しては次のように理由を示して退けた。

①「著作権法における映画の著作物の著作権の存続期間は、年によって定められているから……その期間はその末日の終了により満了し……その期間の認定は日を単位としてされ、一方、改正著作権法の適用の可否の基準となる本件改正法の施行日も日をもって定められており……改正著作権法の適用区分の認定も日を単位としてされるところ、このように、日を単位として見れば、平成15年12月31日と本件改正法の施行日である平成16年1月1日とは異なることになり、両者に重なりも認められないというべきであるから、本件改正法が施行された時点では、平成15年12月31日は既に終了しており、この日に著作権の存

続期間が満了する映画の著作物は、既に消滅していると解するのが相当である。」

②所得税法や行政事件訴訟法の改正を例に、それらの場合に、X1らの前記主張を採用すると、不当な解釈を導くことになるため、「他の改正法における経過規定に関する附則の解釈との整合性の観点からも、X1らの前記解釈は採用できない。」

(3) 「立法者意思を根拠として、平成15年12月31日に著作権の存続期間が満了する本件映画の著作権は、本件改正法が施行された際存しており、本件映画に対して、改正著作権法が適用される」とするX1らの主張に対しては、次のように述べて退けた。

「本件改正法の法律案が国会に提出された際に示された提案理由のうち、映画の著作物の著作権の保護期間を延長することについての提案理由は、映画の著作物の著作権の保護期間が他の著作物の著作権の保護期間より短く、また、他の先進諸国における映画の著作物の著作権の保護期間は一般に日本よりも長いという状況を踏まえて、映画の著作物の著作権の保護期間を延長して映画の著作物の保護を強化するというものであり、いわゆる日本映画の黄金期に公表された各作品の著作権の消滅を防ぐという点、さらに具体的には、昭和28年に公表された映画の著作権の消滅を防ぐという点は、提案理由として挙げられていなかったのだから、国会における審議において、昭和28年に公表された映画の著作権の存続期間が満了することを防ぐことの必要性に関する議論はなされていたものとは認められない。」

また、文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、当初、昭和20年代後半の作品の著作権の消滅を防ぐ必要性についての説明もなされたものの、審議を経た後最終的に示された保護期間延長の理由としては、「他の著作物の著作権の保護期間との不均衡の是正を図ることが強調され、日本映画の黄金期である昭和20年代後半の作品（とりわけ昭和28年に公表された作品）の著作権の消滅を防ぐという点は挙げられないまま審議が行われ、最終的に映画の著作物の著作権の保護期間の延長に対する各委員からの賛同が得られた。

このような経緯からすれば、同小委員会においても、日本映画の黄金期である昭和20年代後半の作品の著作権の消滅を防ぐという点は、映画の著作物の著

作権の保護期間の延長という法律改正において、その明確な目的とはされていないなかったというべきである。

そして、本件証拠上、前記…で認定したほかに、本件改正法の立法過程において、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の消滅を防ぐことの必要性に関する議論がなされたような事情は認められない。

したがって、本件改正法の制定の際の国会の審議において、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の存続期間が満了してしまうという点を考慮して、それを防ぐための必要性が議論されたとは認められず、その観点から本件改正法附則2条1項の解釈について議論がされたとも認められないから、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の存続期間が満了するのを防ぐことが本件改正法の制定時の立法者意思であるというX1らの主張には、理由がない。」

(4)「45年改正法附則2条1項の解釈としては、45年改正法が施行された昭和46年1月1日の前日である昭和45年12月31日に著作権の存続期間が満了する著作物に対しても改正前著作権法が適用されるとの解釈が確立されているところ、改正前著作権法54条1項と改正著作権法54条1項とは、著作権の存続期間が満了しそうになっている著作物を救済するという同一の目的で制定ないし改正されたのであるから、45年改正法附則2条1項と本件改正法附則2条とで異なる解釈をすべきではない」とするX1らの主張に対しては、「45年改正法附則2条1項の解釈としては、前記イ（筆者注：前記（2）②）で判示したのと同じ理由から、同法の施行日の前日である昭和45年12月31日に著作権の存続期間が満了する著作物に対しては、同法は適用されないと解するのが文理解釈として相当である。」として容れなかった。

また、「旧著作権法下における4回にわたる暫定延長措置と45年改正法制定の経緯を指摘して、昭和45年12月31日に著作権の存続期間が満了する著作物にも改正前著作権法が適用される」とするX1らの主張に対しては、「旧著作権法下において……4回にわたり実施された暫定的な著作権の保護期間の延長措置は、新たな法律の成立に必要な時間を考慮すると、著作権の存続期間の満了が間近に迫っている著作物に限定せずに、概ね数年以内に迫っている著作物について、その存続期間を延長することを目的としたものと解するのが合理的であ

り、上記各暫定措置を受けて制定された45年改正法及び同法附則2条1項も、同趣旨を目的とした（ママ）ものと解されるから、上記の延長措置及び改正法制定の経緯が、本件改正法附則2条についての前記解釈を左右するものではない。」として退けた。

4 知財高裁判決（平成19年3月29日：控訴棄却）の要旨

4-1 保護期間の起算点

この点については、3-1でも触れたように、東京地裁の判示を肯定した。

4-2 平成15年改正法の適用の有無

(1)「本件映画の著作権は……平成15年12月31日の終了をもって、存続期間の満了により消滅する。そうすると、本件改正法が施行された平成16年1月1日においては、改正前の著作権法による本件映画の著作権は既に消滅しているから、本件改正法附則2条の規定により、改正著作権法54条1項の規定は適用されない。」

(2) 改正前の著作権法による本件映画の著作権の存続期間の満了点である平成15年12月31日午後12時と平成16年1月1日午前零時とが同時刻であることを理由とするX1らの主張に対しては、東京地裁の判決（3-2①）と同様の論理でこれを否定した。

(3) 本件改正法の「立法者意思、本件改正法附則2条の趣旨及び映画ビジネスに対する影響等にかんがみると、本件改正法附則2条1項の「施行の際現に」という文言は「平成16年1月1日午前零時の直前まで」という意味である」とするX1らの主張については、以下のような理由を示して退けた。

① 立法者意思に関しては、東京地裁判決の対応する部分を引用した上で、「当審においてX1らが提出した……（第156回国会参議院文教科学委員会会議録第14号）及び……（第156回国会衆議院文部科学委員会会議録第18号）によれば、上記改正案は、参議院文教科学委員会及び衆議院文部科学委員会に付

託されて審議されたことが認められるが、その審議において、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の消滅を防ぐことについて特段の質疑、討論等が行われた形跡はない。」旨言及した後、「本件改正法において、映画の著作物の著作権の保護期間を公表後50年から70年に延長するに当たり、その施行前に公表された映画の著作物の著作権の保護期間をも公表後70年に延長するか否かは立法政策の問題である。……本件映画のような昭和28年に公表された映画の著作物の著作権は、本件改正法の施行日の前日である平成15年12月31日の終了をもって、存続期間の満了により消滅するものであるところ、本件改正法の経過規定は、あえて、施行期日を平成16年1月1日とし（附則1条）、同日において、改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については改正著作権法54条1項の規定を適用しないものとした（附則2条）のであるから、個々の国会議員の認識や内心の意思はともかく、上記経過規定自体から推知される立法者意思としては、昭和28年に公表された映画の著作物については、その著作権の保護期間を延長しないというものであったというほかない。」とした。

② X1らは、(i)「施行の際現に」という文言は、施行の直前を含めるものであること、(ii)またそのように解しないと本件改正法附則2条が意味をなさないこと、(iii)本件改正法附則2条の目的、(iv)昭和45年改正法の附則2条との整合性、の4点も理由として挙げたが、裁判所はいずれについても退けた。

(i) X1らは、「施行の際現に」とは、平成16年1月1日午前零時の直前までを意味するものと捉えるのが正しい解釈であると主張（した）が、「本件改正法附則1条は、本件改正法の施行の時点の日を単位として定めたものであるから、本件改正法附則2条の「施行の際」という文言を、平成16年1月1日午前零時の直前、すなわち、平成15年12月31日午後12時の直前をも含むものとして理解することの合理性は、見だし難いところであり、同様に、「施行の際現に」という文言を、平成16年1月1日午前零時の直前、すなわち、平成15年12月31日午後12時の直前までを意味するものとして理解することの合理性も、見だし難いところである。」とされた。

(ii) X1らは、「この法律の施行の際」を平成16年1月1日午前零時と置き換えても、「改正前の著作権法による著作権」は平成16年1月1日午前零時に

は存在しないので、「平成16年1月1日午前零時に存する改正前の著作権法による著作権」というものは観念し得ないから、本件改正法附則2条にいう「施行の際現に」とは、平成16年1月1日午前零時の直前までと読むのが正しいと主張（した）」が、「改正前の著作権法は本件改正法が施行された平成16年1月1日午前零時には存在しないものであるが、改正前の著作権法による著作権が、本件改正法の施行により当然に消滅するというわけではないから、「平成16年1月1日午前零時に存する改正前の著作権法による著作権」というものを観念することはできるのであって、本件改正法附則2条においても、「施行の際現に」の文言を平成16年1月1日午前零時の直前までと読み替える必要はないのである。」とされた。

(iii) X1らは、「著作権取引の安全を害し、社会や人々に不測の損害を与えること」を回避するために、「本件改正法附則2条は、「公有著作物の保護復活の禁止」を定める規定であると解されるどころ」、昭和28年公表映画には「本件改正法の施行までの間にパブリックドメインとなった期間が存在しない」以上、その「著作権については、改正著作権法への「乗り移り」(更新)を認めても差し支えない」旨主張したが、「本件改正法附則2条が「公有著作物の保護復活の禁止」を定める規定であると解することができるとしても、同条は、本件改正法の施行日である平成16年1月1日において、改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については改正著作権法54条1項の規定を適用しないものとしたのであるから、このような文理の本件改正法附則2条の下において、本件映画のように、平成15年12月31日の終了をもって存続期間が満了する昭和28年に公表された映画について改正著作権法54条1項の規定を適用して保護期間を延長することが、著作権取引の安全を害し、社会や人々に不測の損害を与えることがないとまではいうことができない。そして、本件改正法附則1条は、本件改正法の施行期日を、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の存続期間が満了する平成15年12月31日の翌日である平成16年1月1日としたのであるから、本件改正法附則2条が「施行の際現に」という文言を使用したことをもって、昭和28年に公表された映画の著作物について、改正著作権法への「乗り移り」(更新)を認めても差し支えないとの考えによるものであるということもできない。」とされた。

(iv) X1らは、本件改正法附則2条と同様に「施行の際に現に」という文言を用いる昭和45年改正法附則2条1項では、「昭和45年12月31日午後12時と45年改正法の施行時である昭和46年1月1日午前零時が同時刻であるから、45年改正法の適用を受けると（されている）」ことを踏まえて、本件改正法附則2条も解すべきであると主張したが、「45年改正法附則2条は……その施行日である昭和46年1月1日において、改正前の著作権法による著作権が消滅している著作物については改正前の著作権法の規定を適用しないものとした。昭和7年に死亡した作家の著作物の著作権は、公表の翌年である昭和8年から起算して38年後の末日である昭和45年12月31日が終了するまでの間存続する、すなわち、昭和7年に死亡した作家の著作物の著作権は、同日の終了をもって、存続期間の満了により消滅するのであって、現行の著作権法が施行された昭和46年1月1日においては、45年改正前の著作権法による昭和7年に死亡した作家の著作物の著作権は既に消滅しているから、附則2条の規定により、改正前の著作権法の規定は適用されないものであり」、よって「45年改正法附則2条1項の規定があることをもって、本件改正法附則2条の規定において、「施行の際現に」という文言を施行の直前まで保護期間が存続していた著作物についても引き続き改正法が適用できるという趣旨に解釈しなければならないということとはできない。」とされた。

③ X1らは、本件改正法について広く行われてきた条文解釈に基づき、平成15年12月31日に著作権の存続期間が満了する映画の著作物について、著作権が延長されることを信頼して関係者がビジネス展開をしていたことを踏まえれば、「映画ビジネスの円滑な遂行や取引安全という見地から、こうした関係者の信頼は法的に保護されなければならないと主張」したが、「改正著作権法54条1項の規定は、映画の著作物の保護期間を公表後50年から70年に延長するものであって、その適用があるか否かにより、著作物を自由に利用できる期間が大きく相違する上、著作権の侵害行為に対しては、民事上の差止めや損害賠償の対象となるほか、刑事罰の対象ともなるのであるから、改正著作権法54条1項の規定の適用の有無は文理上明確でなければならないというべきである。上記……のとおり、本件改正法附則2条は、その施行日である平成16年1月1日において、改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について改正著作権

法54条1項の規定を適用し、改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については改正著作権法54条1項の規定を適用しないものとしたものであって、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権は本件改正法が施行された平成16年1月1日において既に消滅しているから、昭和28年に公表された映画の著作物について、改正著作権法54条1項の規定が適用されないことは文理上明らかである（り）、それに反した解釈はできないとされた。

5 最高裁判決（平成19年12月18日：上告棄却）の判旨

「……本件経過規定（筆者注：本件改正法附則2条）中の「…の際」という文言は、一定の時間的な広がりを含意させるために用いられることもあり、「…の際」という文言だけに着目すれば、「この法律の施行の際」という法文の文言が本件改正法の施行日である平成16年1月1日を指すものと断定することはできない。しかし、一般に、法令の経過規定において、「この法律の施行の際現に」という本件経過規定と同様の文言（以下「本件文言」という。）が用いられているのは、新法令の施行日においても継続することとなる旧法令下の事実状態又は法状態が想定される場合に、新法令の施行日において現に継続中の旧法令下の事実状態又は法状態を新法令がどのように取り扱うかを明らかにするためであるから、そのような本件文言の一般的な用いられ方（以下「本件文言の一般用法」という。）を前提とする限り、本件文言が新法令の施行の直前の状態を指すものと解することはできない。」

「したがって、本件文言の一般用法においては、「この法律の施行の際」とは、当該法律の施行日を指すものと解するほかなく、「…の際」という文言が一定の時間的な広がりを含意させるために用いられることがあるからといって、当該法律の施行の直前の時点を含むものと解することはできない。」

本件経過規定における本件文言についても、本件文言の一般用法と異なる用いられ方をしたものと解すべき理由はなく、「この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物」とあるのは、本件改正前の著作権法に基づく映画の著作物の保護期間が、本件改正法の施行日においても現に継続中である場合を指し、その場合は当該映画の著作物の保護期間について

は本件改正後の著作権法54条1項が適用されて原則として公表後70年を経過するまでとなることを明らかにしたのが本件経過規定であると解すべきである。そして、本件経過規定は、「この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による」と定めているが、これは、本件改正法の施行日において既に保護期間の満了している映画の著作物については、本件改正前の著作権法の保護期間が適用され、本件改正後の著作権法の保護期間は適用されないことを念のため明記したものと解すべきであり、本件改正法の施行の直前に著作権の消滅する著作物について本件改正後の著作権法の保護期間が適用されないことは、この定めによっても明らかというべきである。したがって、本件映画を含め、昭和28年に団体の著作名義をもって公表された独創性を有する映画の著作物は、本件改正による保護期間の延長措置の対象となるものではなく、その著作権は平成15年12月31日の終了をもって存続期間が満了し消滅したというべきである。」

「X1らは、本件改正法の施行後においては「改正前の著作権法」はもはや存在しないのであるから、本件文言は当該法律の施行の直前の状態を指すものと理解しないと、「この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物」という規定自体が論理破たんを来すこととなる旨主張する。しかし、本件文言は、上記のとおり、新法令の施行日においても継続することとなる旧法令下の事実状態又は法状態が想定される場合に、新法令の施行日において現に継続中の旧法令下の事実状態又は法状態を新法令がどのように取り扱うかを明らかにするために用いられるものであるから、何ら論理矛盾は存しない。

また、X1らは、本件改正法の成立に当たり、昭和28年に公表された映画の著作物の保護期間の延長を意図する立法者意思が存したことは明らかであるとして、この立法者意思に沿った解釈をすべきであると主張する。しかし、本件経過規定における本件文言について、本件文言の一般用法とは異なる用い方をするというのが立法者意思であり、それに従った解釈をするというのであれば、その立法者意思が明白であることを要するというべきであるが、本件改正法の制定に当たり、そのような立法者意思が、国会審議や附帯決議等によって明らかにされたということはできず、法案の提出準備作業を担った文化庁の担当者

において、映画の著作物の保護期間が延長される対象に昭和28年に公表された作品が含まれるものと想定していたというにすぎないのであるから、これをもってX1らの主張するような立法者意思が明白であるとすることはできない。」

6 検討²

6-1 本件改正法附則2条の趣旨と本件の関連

2 争点でも触れたように、本件改正法附則2条は、映画の著作物の著作権の存続期間を20年間延長することを定めた同法の時間的適用範囲を定める規定である。本件では、平成15年末に著作権が消滅「する」映画の著作物との関係で、この規定の解釈が争われることとなったが、本件改正法附則2条は何も平成15年末に著作権が消滅「する」映画の著作物のみに関係する規定ではなくて、むしろ平成15年末までに既に著作権が消滅「していた」映画の著作物にとってこそ意味のある規定であるといえる。

例えば、昭和27年に団体名義で公表された独創性を有する映画の著作物の場合、その著作権は平成14年末に消滅してしまっている。したがって、平成15年の時点では、いわゆる公有著作物として自由利用が可能である。しかし、仮に本件改正法が附則2条を欠く形で制定され、平成16年1月1日から施行されていたとしたらどうであろうか。前記平成14年末で著作権が消滅した映画の著作物の公表は昭和27年であるから、平成16年の時点では未だ公表から70年は経過していない。ということは、本件改正法によって延長された著作権の存続期間内にあるということになり、平成16年1月1日以降、著作権が復活することになる。言い換えれば、一旦公有著作物として自由利用が可能となっていた物が再び著作権の対象となってしまう不合理な状態が生じ、法的安定性が害されてしまう³。

この点、本件改正法附則2条はこのような不合理を防いでくれる。すなわち、前記平成14年末で著作権が消滅した映画の著作物について、本件改正法の施行の際に著作権が存しないことは明らかであるから、附則2条によって改正著作権法の適用は受けないことになる。結果、一旦公有著作物として自由利用が可能となった物について著作権が復活することもない。

このように、法的安定性の観点から一旦消滅した著作権を復活させないというのが本件改正法附則2条の趣旨⁴なのだと思えた場合、本件で問題となった昭和28年公表映画は、実は同条との関係では、ある種異質な存在であったといえることができる。蓋し、昭和28年公表映画については、本件改正法が施行された時点において、そもそも公有となった期間は実質的には存在せず、消滅した著作権の復活という問題が（理論的には別として、実際には）生じないからである。その意味で、本件は本件改正法附則2条の特殊な適用場面についての解釈が争われた事件であったといえる。

6-2 学説の状況

学説といっても、本件に先立って昭和28年公表映画について保護期間の延長を否定した、いわゆるローマの休日仮処分事件決定⁵が出されるまで、本件改正法附則2条について議論らしい議論がなされることはなかった。そのため、同条の解釈としては、本件改正法について文化庁が行った解説中で示されたものが存在するだけであった⁶。更に言えば、文化庁によるそのような解釈は、昭和45年改正法の附則2条について通説とされてきた、いわゆる時点同一論⁷に基づくものと考えられるが、昭和45年改正法の附則2条の解釈自体、当時の立法担当者の解説以外に特段の議論は存在せず、それが通説として受け入れられてきたという状況であった⁸。

したがって、以下に紹介する考え方の内、(1)の時点同一論以外のものは、ローマの休日仮処分事件決定または本件東京地裁判決を受けて公刊された論考中の諸説を整理したものである。この内、(2)の立法趣旨論⁹から(5)の矛盾回避論までは、時点同一論以外の観点から、平成15年末に著作権が消滅する映画の著作物について保護期間の延長を肯定する論拠として主張されたものである¹⁰。一方、(6)は、保護期間の延長を否定する見解である。

(1) 時点同一論

平成15年12月31日午後12時は平成16年1月1日午前零時でもあって、両者は同一の時点であるから、本件改正法によって改正される前の著作権法下で著作権の存続期間が平成15年12月31日に満了する映画の著作物について、本件改正法施行の時点（平成16年1月1日）でその権利は未だ消滅していない¹¹。

(2) 立法趣旨論

法的安定性の観点から、既に公有に帰し自由利用に供されている映画の著作物について、その権利を復活させないというのが本件改正法附則2条の立法趣旨である。この点、平成15年末に著作権が消滅する映画の著作物の場合、自由利用に供された期間は実質的に存在しない¹²。とすると、平成15年末に著作権が消滅する映画の著作物について保護期間を延長しても、本件改正法附則2条の立法趣旨に矛盾することはないから保護期間は延長されるべきである。

(3) 立法者意思論

本件改正法は、平成15年末に著作権が消滅する映画の著作物について、保護期間を延長しようとする意思のもとに立法されたものであるから、そのような立法者意思に則って保護期間は延長されるべきである。

(4) 直前状態含意論

本件改正法附則2条は、「この法律の施行の日において」という文言ではなく、「この法律の施行の際現に」という文言を採用した。この文言は、法施行の直前の状態を捉えたものである。その直前の状態において昭和28年公表映画の著作権は消滅していないのであるから、本件改正法によって昭和28年公表映画に対する保護が延長される。

(5) 矛盾回避論

「この法律の施行の際現に」という文言と「この法律の施行の日において」という文言とが同義であると仮定すると、「この法律の施行の日」には、本件改正法によって著作権法は既に改正されてしまい改正前の著作権法は存在しないから、改正前の著作権法による著作権を概念することはできなくなり、「この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物」という本件改正法附則2条の規定は矛盾したことを定めていることになってしまう。このような矛盾が生じるのは、「この法律の施行の際現に」という文言を「この法律の施行の日において」という文言と同義と解するからに他ならない。つまり、「この法律の施行の際現に」という文言を意味のあるものとするためには、同文言は、改正前の著作権法が概念できる改正著作権法施行直前の状態を指すものと解すべきであり、そう解した場合、直前状態含意論の説くように保護が延長されることとなる。¹³

(6) 延長否定論

延長を否定する見解¹⁴は、基本的に、ローマの休日仮処分事件決定等を支持するものであり、文理解釈を重視するものといえることができる。

6-3 判決の論理と延長肯定論の関係

東京地裁判決、知財高裁判決、そして最高裁判決と、本件に関する全ての判決に共通しているのは、「この法律の施行の際現に」という文言を重視した上で、それは日を単位として捉えるべきものであると考え、「この法律の施行の日において」という文言と同義であると解釈している点であろう¹⁵。そして、このように解釈する限り、昭和28年公表映画の著作権が消滅する平成15年12月31日と、本件改正法の施行日である平成16年1月1日が日を異にする以上、昭和28年公表映画の著作権について、改正著作権法によって延長された存続期間は適用されないと考える方が自然な理解ということになる。

また、上記のような解釈に立つ限り、時点同一論以下の論拠によって延長を肯定することは難しい。まず、裁判所が本件改正法附則2条の文言を重視する立場をとる以上、立法趣旨論や立法者意思論の分は悪い。さらに、「この法律の施行の際現に」という文言を、日を単位として把握する以上、時点同一論は退けられるし、それを「この法律の施行の日において」と同義と解する以上、直前状態含意論は採り得ない。また矛盾回避論は、直前状態含意論を補強するものであるから、後者が受け入れられない以上意味がない。

実際、知財高裁判決において、既に、時点同一論以下の延長肯定論は全て退けられてしまっていた。そして最高裁判決でも、時点同一論、立法者意思論、直前状態含意論、矛盾回避論のいずれも容れられなかった。立法趣旨論については言及されていないが、最高裁判決が、立法者意思に基づく解釈を行う前提として、それが国会審議等で明白になっていることを求める極めて厳格な立場を採っていることを前提にするなら、本件において最高裁が立法趣旨論に基づく解釈に理解を示すとは思われない。確かに、本件改正法附則2条の立法趣旨が、公有著作物について著作権による保護の復活を阻止することにあるのは明らかである。しかし、先に触れたように、同条と昭和28年公表映画の関係は特殊なものである。すなわち、昭和28年公表映画については、実質的な意味で公

有となった期間は存在しない。そのため、公有著作物に対する著作権による保護復活の阻止という本件改正法附則2条の立法趣旨からは、昭和28年公表映画をいかに扱うべきかについて何らの方向性も示唆されないのである¹⁶。つまり、立法趣旨論の説くように延長を肯定することも、一方でその逆も、いずれの場合もあり得る状態なのである。そのような状態で——立法者意思に基づく解釈を行う前提として、立法者意思が「明白な」ことを求める——最高裁が、立法趣旨論によって延長肯定の結論を採るとは思われない。

まとめると、文理を重視して、「この法律の施行の際現に」という文言が「この法律の施行の日において」という文言と同義であると解する立場に立つ限り、保護の延長を肯定することは難しい。また、それが裁判所の一貫した姿勢であったということができる。

6-4 いくつかの疑問

ただ、裁判所のそういった解釈姿勢に全く問題というか疑問がないわけではない。

まず、文理解釈についてである。裁判所は「この法律の施行の際現に」という文言が「この法律の施行の日において」という文言と同義だとしたが、文理の問題として本当にそうとしか解釈できないのだろうか。この点、暫定延長措置に関する法律の附則の文言のことを考えると若干の疑問が残る。

例えば、昭和37年4月5日法律第74号の附則は、「この法律は……この法律の施行前に著作権の消滅した著作物については、適用しない」と定めている。この規定の意味するところと、本件において裁判所が一貫して説く結論とは異なるところがない。蓋し、日を単位として考える以上、「この法律の施行の日において著作権が消滅している」ということは、当然、「この法律の施行前に著作権が消滅している」ということになるからだ。ただ、そうだとすると、「この法律の施行の際現に著作権が消滅している」ということは「この法律の施行の日において著作権が消滅している」ということと同義であると同時に、「この法律の施行前に著作権が消滅している」ということとも同義ということになってしまう。しかし、常識的な日本語の問題として、「日において」と「前に」と「際現に」の3つが同義というのは疑問を持たざるを得ない。

ところで、文理解釈に関しては別の疑問もある。すなわち、本件で裁判所が示した文言にこだわる姿が、著作権関連の従来の裁判例の傾向と一致しているだろうかという点である。例えば、いわゆるカラオケ法理を採用した裁判例は少なくないが、そこでは、物理的な侵害者でない者を侵害者と捉えることになる。しかし、もし著作権法の規定の文理解釈を重視するのなら、果たしてそのような把握は可能だろうか。また、ペイントパス事件〔東京地判平成13年7月25日判時1758号137頁〕や、雪月花事件〔東京高判平成14年2月18日判時1786号141頁〕はどうであろう。規定の文言を重視するという本件における裁判所の解釈態度自体は否定されるものではないが、何故本件ではそれが強調されるのか、それとも今後はそういった方向に進んでいくのか、など分からない点は少なくない。この点については、保護期間という画一的な処理が望ましい事項と、あらかじめ外延を明確に特定しがたい事項とでは必ずから異なってくる旨指摘されているところではあるが¹⁷、そのような形で整理ができていくか、今後の裁判例の状況に注目することが必要だろう。

次に、立法者意思に基づく解釈に対する厳格な立場についての疑問である。確かに、常に、法律の文言よりも立法者意思が重視されて解釈されることは——そもそも何が立法者意思かを明確にすることが難しいことも相まって——法的安定性が害される可能性を否定できず、決して望ましいとはいえない。しかし、一方で立法者意思を全く考慮できないというのも行き過ぎであろう。この点、本件最高裁判決は、立法者意思を探る場を、ほとんど国会審議のみに限ってしまった上に、それが「明白な」ことまで求めている。この結果、我が国の国会審議の一般的なあり方も踏まえれば、極めて高いハードルを設定した形となっている。仮にこの考え方が一般化されるなら、今後立法者意思に基づく解釈は実質的に封じられることになってしまいかねず、厳しすぎるのではないかとの疑問が湧くところである。

ただ、本件最高裁判決の説くところを制限的に理解するなら、それはあくまでも、立法者意思に基づいて、文理から導かれるものとは「異なった」解釈をする場合にのみ当てはまるものと解することができる。そうであるならば、「異なった」解釈ではなくて、たとえば「補足」したり、「明示」したりするような解釈の場合は、本件最高裁判決の設定した高いハードルは求められないと

考えることができる。もっともこのように解したとしても、「異なった」と「補足」や「明示」の境界をどこに設定するのか、という点はさらに検討される必要があるだろう。

6-5 本件最高裁判決の影響

本件最高裁判決の及ぼす影響について検討しておきたい。具体的には、いわゆる格安DVD等に関して現在争われている事件への影響、昭和45年改正法附則2条1項の解釈に与える影響、そして、法解釈一般に与える影響の3点である。

(1) 他の格安DVD事件に与える影響

本件最高裁判決は、「昭和28年に団体名義をもって公表された独創性を有する映画の著作物は、本件改正による保護期間の延長措置の対象となるものではなく、その著作権は平成15年12月31日の終了をもって存続期間が満了し消滅したというべきである。」という具合に、わざわざ「昭和28年に団体名義をもって公表された独創性を有する映画の著作物」と念押ししている。これは、昭和28年以前に個人名義で公表された（または、と主張されている）独創性を有する映画の著作物について、その著作権の存続が争われている事件¹⁸に対して、無用の混乱を与えまいとする配慮と考えられる。

もっとも、理論的には、平成15年の時点で、監督が存命であった場合も考えられなくはないぐらいであるから¹⁹、そもそも、監督等の個人名義で公表された独創性のある映画の著作物については、平成15年末の時点で著作権の消滅を議論する必要性は少ない²⁰。したがって、最高裁の慎重な言い回しにかかわらず、この点において本件最高裁判決の射程は極めて限定的であるといえよう。

(2) 昭和45年改正法附則2条の解釈に与える影響

例えば昭和45年改正法附則2条1項は、「改正後の著作権法……中著作権に関する規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法……による著作権の全部が消滅している著作物については、適用しない」旨定め、本件改正法附則2条と同様に「この法律の施行の際現に」という文言を使用している。従来、昭和45年改正法附則2条の解釈にあたっては、時点同一論が通説として受け入れられてきたところ、本件最高裁判決を契機として、昭和45年改正法附則2条

の解釈についても同様に解すべきとなるようにも思われる。

しかしながら、本件最高裁判決が、①東京地裁判決や知財高裁判決と異なり、昭和45年改正法附則2条の解釈について何ら言及していないこと、②「本件文言の一般用法」という言葉を敢えて定義して使用していること、③「本件文言の一般用法と異なる用いられ方をしたものと解すべき理由はな(い)」との表現から、理由によっては一般用法以外の解釈を許容する場合があることを完全には否定していないと解せること、④「本件文言の一般用法とは異なる用い方をするというのが立法者意思であり、それに従った解釈をするというのであれば、その立法者意思が明白であることを要するというべき」という言い回しは、明白な立法者意思が存在する場合に異なる解釈をする余地を残していると考えられること、等を踏まえると、事実関係次第では、昭和45年改正法附則2条について、本件改正法附則2条についてとは異なる結論が導かれる可能性が残されているとも考えられ、本件最高裁判決の結論は、昭和45年改正法附則2条の解釈を直接的に左右するものではないといえる。

もっとも、昭和45年改正法附則2条の解釈は、従来時点同一論のみに基づいて展開されてきたところ、今後は本件最高裁判決によって示された枠組みを前提にすべきこととなった点を考えれば、本件最高裁判決の与える影響が少なくないこともまた事実である²⁴。

(3) 法解釈一般に与える影響

6-4でも指摘したように、本件最高裁判決は立法者意思に基づく解釈を行う前提として、極めて高いハードルを課した。もっとも、これも既に指摘したように、そのハードルは、あくまでも、立法者意思に基づいて、文理から導かれるものとは「異なった」解釈をする場合にのみ適用されるものであり、「異なった」解釈ではなくて、例えば「補足」したり、「明示」したりするような解釈の場合には適用されるものではないと考えられる。そして仮にその考えが正しいとするなら、本件最高裁判決が法解釈一般に与える影響も限定的なものということができるだろう。

しかし仮にそうではなかった場合、または今後の裁判例がそういった限定を置かずに本件最高裁判決を援用し始めたとき、影響は広範なものとなるだろう。

いずれにしても、この問題は、著作権法の解釈の範囲に留まるものではない。

その意味では、本件最高裁判決の意義は大きい。

注

- 1 旧著作権法22条の3および6条の規定によれば、独創性のある映画の著作物の内、団体の著作名義で発行または興行された物の著作権は、発行または興業から30年間存続する（なお、昭和42年（1967年）および昭和44年（1969年）の暫定延長措置により、最終的には33年間に延長された）旨を定めていた。また、旧著作権法を全部改正し、昭和46年（1971年）1月1日から施行された昭和45年改正法は、映画の著作物の著作権は公表から50年間存続する旨を定めているところ、同法は、その附則2条の規定に基づき、同法施行の際現に著作権が存する著作物についてのみ適用される。
昭和28年公表映画の著作権は、暫定延長措置も含めた旧法の規定に基づけば、昭和61年（1986年）末まで存続するため、昭和45年改正法施行の昭和46年1月1日には、現に著作権が存する著作物であるといえるから、同法の規定に基づけば、その著作権は公表から50年間、すなわち平成15年（2003年）末まで存続することとなる。
- 2 本件に関する評釈等として、作花文雄「判批」コピライト562号（2008）40頁および宮坂昌利「判批」Law & Technology 39号（2008）71頁がある。また、知財高裁判決については作花文雄「判批」コピライト553号（2007）51頁および平田直人「最近の著作権判例について」コピライト562号（2008）25頁があり、東京地裁判決については五味由典「判批」国士館法学38号（2006）192頁がある。また、ローマの休日仮処分事件決定に関する評釈等の中で、本件東京地裁判決について触れるものとして、作花文雄「判批」コピライト548号（2006）22頁、同「判批」判例評論575号（2007）185頁および小泉直樹「判批」慶應法学7号（2007）205頁がある。
- 3 作花・前掲注(2)判批〔最判〕41頁参照。
- 4 作花・前掲注(2)判批〔最判〕41頁参照。
- 5 東京地決平成18年7月11日判時1933号68頁。
- 6 文化庁長官官房著作権課「解説 著作権の一部を改正する法律について」コピライト508号（2003）24頁参照。
- 7 「時点同一論」という名称は、作花・前掲注(2)判批〔ローマの休日〕30頁に倣った。
- 8 作花・前掲注(2)判批〔最判〕48頁および同・前掲注(2)判批〔高判〕64頁参照。
- 9 「立法趣旨論」以下の名称は、時点同一論に倣い、説明の便宜のために筆者が付与したものである。
- 10 もっとも、前記決定等への批判は様々な観点からなされているため、その内の主要なものとするのが正確だろう。なお詳細は、作花・前掲注(2)判批〔ローマの休日〕コピライトおよび同・前掲注(2)判批〔ローマの休日〕判例評論187～191頁参照。また、同・前掲注(2)判批〔高判〕および小泉・前掲注(2)も参照。
- 11 関連して、加戸守行『著作権法逐条講義 全訂新版』（著作権情報センター・2006）765頁（「同一時点が法律上の二面性を有している」）を参照。

- 12 この点は、平成15年改正法の施行日の前日午後12時と施行日当日の午前0時を同一時点と解す、解さないとは関係ない。
- 13 つまりこの見解は、直前状態含意論を補強する見解ともいえる。
- 14 例えば、五味・前掲注(2)179～180頁。また、ローマの休日仮処分事件決定に関するものであるが、横山久芳「判批」NBL844号(2006)35～38頁参照。
- 15 正確に言えば、ローマの休日仮処分事件決定も、同じ解釈を採る。
- 16 「決め」の問題と指摘されている。宮坂・前掲注(2)74頁参照。
- 17 横山・前掲注(13)37頁参照。
- 18 例えば、チャップリン映画事件(東京地判平成19年8月29日)。詳しくは、吉田正夫・狩野雅澄「判批」コピライト562号(2008)49頁参照。
- 19 例えば、昭和28年の時点で監督が25歳であったとすると、平成15年の時点では75歳ということになるが、平均寿命との関係を考えてもあり得ない話ではない。
- 20 例えば、獨創性のある映画の著作物を監督名義で公表した後に、昭和28年中にその監督が死亡した場合、平成15年末で著作権が消滅することになる。また、監督の生前未公表であったものを、その死後、昭和28年中に監督名義で公表した場合も、平成15年末で著作権が消滅することとなる。いずれも、頻出するような事例ではないだろう。
- 21 改めて整理すると、一般用法に照らす限り、「この法律の施行の際」という文言は、当該法律の施行日を指すものと解するほかないとしつつ、一般用法と異なる解釈をすべき理由、例えば明白な立法者意思が存在する場合は一般用法と異なる解釈をする余地を残すというのが、本件最高裁判決の論理である。仮にこの論理を昭和45年改正法附則2条の場合に当てはめると、一般用法とは異なる解釈を行うという明白な立法者意思が存在しない限り、昭和45年末で著作権の存続期間が満了する著作物について昭和45年改正法の適用はないということになる。では、昭和45年改正法附則2条に関して、一般用法とは異なる解釈を行うことについての明白な立法者意思は存在したといえるのだろうか。

この点、昭和45年改正法を審議した第63回国会衆議院文教委員会(昭和45年3月11日開催)において、当時の坂田道太文部大臣は、法案の提案理由を説明する中で、

「なお、昭和三十七年以降の改正作業中に保護期間の経過により、その権利が消滅する著作権者を救済するため、四回にわたり保護期間の暫定延長の措置が講ぜられましたことは、御承知のとおりであります。」(衆議院「第63回国会衆議院文教委員会会議録5号31頁。)

と述べている。さらに、大臣の前記説明を補足する形で、安達健二政府委員(文化庁次長：当時)が、法案の定める経過措置の趣旨について、

「次に、この法律の施行に伴う経過措置のおもなものについて御説明申し上げます。この法律は、従来の保護期間の暫定延長の措置をも考慮し、昭和四十六年一月一日から施行するものとしたしております。」(前掲会議録33頁。)

との説明を行っている。

これらの説明が、法改正作業中に権利が消滅してしまう著作物を救済すべく行われた暫定延長措置を無駄にしない形で経過措置を定めた旨を明らかにしたものである、と捉えることは自然な解釈といえよう。ただ、暫定延長措置は、「著作権の存続期間の満了が間近に

迫っている著作物に限定せずに、概ね数年以内に迫っている著作物について、その存続期間を延長することを目的としたものと解するのが合理的」とする本件東京地裁判決のような見方も存在することを踏まえれば、暫定延長措置自体がどういった趣旨で行われたのかを探らねば、昭和45年末で著作権が消滅する著作物について保護を継続する意思があったか否かを論じるには十分ではないということになる。

そこで、著作権の保護期間を1年間暫定的に延長するための昭和44年改正法の審議（第62回国会衆議院文教委員会（昭和44年12月1日開催））をみると、同じく坂田文部大臣から、「政府は、著作権制度審議会の答申を基礎に各方面の意見を聞きつつ、改正作業を取り進め、第六十一回国会に現行著作権法の全部を改正する著作権法案を提出いたし、昭和四十五年一月一日から新制度への移行を予定いたしましたのでありますが、同法案は審議未了となりました。したがって、このまま放置いたしますと、暫定延長措置によって現在存続している著作権のうちには、今年末をもって保護期間が満了し、新制度による保護を受け得ない結果となる者が生じ、従来の三度にわたる暫定延長の趣旨が失われることになるのであります。

そこで、従来の暫定延長の趣旨にかんがみ、新しい著作権法が国会において成立し、施行されるまでの期間を考慮して、さらに保護期間を暫定的に1年間延長することとしたいと考えます。」（衆議院「第62回国会衆議院文教委員会会議録」1号3～4頁。）

旨の提案理由の説明が行われ、これに対して特段の質疑等もなく同改正法は可決成立している。

ここから明らかのように、（少なくとも4度目の）暫定延長措置は、昭和45年末に著作権が消滅する著作物（4度にわたる暫定延長措置が無ければ、本来昭和37年末に著作権が消滅したはずの著作物。）に対する保護を1年間延長するためであった。（したがって前掲の本件東京地裁判決の暫定延長措置に対する見方は疑問が残る。）

以上を踏まえれば、昭和45年改正法の審議に際して、昭和45年末に著作権が消滅する著作物に対して保護を継続すべきという立法者意思が存在したと指摘できるように思われる。

しかし、そのような立法者意思が存在するとしても、それが最高裁の求める「明白な」ものとまで言えるか否かは議論のあるところだろう。例えば、ローマの休日仮処分事件決定は、坂田大臣等が行った前記の一連の説明について、暫定延長措置を踏まえるならば、昭和45年改正法が保護の継続を前提としていたことは推認されなくないとしか評価していない。（関連して平田・前掲注(2)10頁参照。）

いずれにしても、①本件最高裁判決が明白性を求めた意味や、②4度目の暫定延長の審議と昭和45年改正法の審議で会期を異にしていることの捉え方など、この問題について論じられるべき点は種々存在しよう。

*校正中に山下英久「批判」『最新刊例知財法〔小松陽一郎先生還暦記念論文集〕』（青林書院・2008）762頁に触れた。